(四) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについて、当該改修工事が行われた年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税額から三分の二に相当する額を減額することとした。(附則第一五条の九の二関係)

(五) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。(附則第一四条関係)

(2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(3) 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(4) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(5) 鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(6) 鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(7) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(8) 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(9) 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三〇年度分まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(10) 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(11) エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(12) 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(13) 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(14) 北海道旅客鉄道株式会社等が所有し、又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三三年度分まで延長することとした。(附則第一五条の二関係)

(15) 北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三三年度分まで延長することとした。(附則第一五条の三関係)

(16) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条の八関係)

(17) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条の八関係)

(18) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条の八関係)

(19) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋のうち政府の補助を受けて一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条の一〇関係)

(六) 電気自動車に水素を充塡するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、当該設備等に係る要件に一定の政府の補助を受けて取得することを加えた上、その対象資産の取得期限を平成三一年三月三一日まで延長することとした。(附則第一五条関係)

(七) 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止することとした。

(1) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置(附則第一五条関係)

(2) 都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る協定倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置(附則第一五条関係)

(3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置(附則第一五条関係)

8　軽自動車税

(一) 平成二九年度及び平成三〇年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。(附則第三〇条関係)

(1) 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車のうち平成三〇年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成二一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の一〇分の九を超えないものについて、税率の概ね一〇〇分の七五を軽減することとした。